

厚木R / Cフライヤーズ 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条

- 1 本会は厚木R / Cフライヤーズ (略称 A R F) と称する。

(事 務 局)

第2条

- 1 本会は事務局を置くものとし、その場所は別途定める。 (会長の兼任が望ましい)

(目 的)

第3条

- 1 本会はR / C航空機を趣味とする者で組織され、専用飛行場の運営、地域社会への貢献、会員相互の親睦、R / C技術の向上を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条

- 1 本会則第3条の目的を遂行するために次の活動を行う。
 - (1) 専用飛行場の確保・維持に関する活動
 - (2) 専用飛行場近傍の美化、環境改善
 - (3) その他、目的達成のために必要な活動

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条

- 1 本会の会員は正会員、準会員に分けられ、各々下記の通りとする。
 - (1) 正会員：入会手続き後1年を経過した後、役員会にてクラブ員として適格と承認された会員
 - (2) 準会員：入会許可後1年未満のもの。総会決議事項の投票権は持たず、1年経過後役員会にて正会員への昇格を審査される。

(会員の義務)

第6条

- 1 会員は上記の目的に沿い、本会主催の各種行事 (飛行場整備、環境美化等)、役務に積極的に参

加し なければならない。

- 2 会員は専用飛行場の美化の義務を負い、自分の持ち込んだ物（破損機体、部品等も含む）をゴミとして 投棄する事及び焼却する事は厳禁する。
- 3 専用飛行場の使用に際しては、別途定める「安全ルール」を厳守し、安全で環境に配慮した活動を行わなければならない。
- 4 飲酒後の飛行及び車の運転は厳禁する。
- 5 会員は模型飛行士登録(日本模型航空連盟)及び ID 登録(個人)を済ませ、機体に登録番号を貼付しなければならない。
(1) 登録時付与された ID 登録番号 を本会の会員番号とする。
(2) 機体 登録番号は飛行させる機体に適切な方法で明確に表示しなければならない。又、表示は胴体と主翼等、2 カ所以上が望ましい。飛行前に個人で写真を撮り保管し必要な時に閲覧可能にする事。
(写真機体全体・番号が分かるように撮影する事)
(3) 上記登録の更新(有効 3 年間)は会員の責任、費用負担で遅滞なく行なわなければならない。又、申請 及び更新時は適切な方法でその証を事務局(会長)に提示しなければならない。
(4) 飛行可能な模型航空機は日本模型航空連盟 模型飛行士登録規定に定められた飛行目的、機体仕様限界に適合したものでなければならない。(安全ルールに記載)
(5) 前項(4)の模型飛行士登録規定に定められた飛行目的と異なる、あるいは機体仕様限界を超えた無人 航空機(ドローン)の飛行を行おうとする会員は下記の場合に限り飛行させることが出来る。
会長の承認を得た上で、会員自身で個別に航空法に定められた飛行許可を得ること。又、模型飛行士登録に付帯する第三者賠償責任保険とは別に、同様の保険に加入しなければならない。
- 6 専用飛行場「飛行可能空域」一部は航空法 132 条第 2 号の「飛行禁止空域」に定められる「人口集中地区」にあり、この領域における飛行を行うものは東京航空局の許可を受けた会員で、「安全ルール」を遵守しなければならない。
- 7 対地高度 150m 以上の許可申請空域は全域にわたり、同法 132 条第 1 号に定められる「飛行禁止空域」である。「飛行可能空域」内で 150m を超え 300m 未満の飛行を行うものは「東京空港事務所」より許可を受けた会員で、「海上自衛隊厚木航空基地隊運航隊」と取り決めた日時(土 日、祭日のみ 許可)等の条件、及び前項の「安全ルール」を遵守しなければならない。尚、300m を超える飛行はいかなる場合も行ってはならない。

<< 第 6、7 項における許可申請書の原本は会長が保管しコピーをしたものをコンテナ内に保管>>

(第 6、7 項については下記資料を合わせて参照のこと)

* 国土交通省航空局「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

8 禁止空域での飛行を許可された会員は、飛行経路全体を見渡せる位置にラジコン機の飛行状況、周囲の気象状況の変化、及び第三者及び物件の立ち入り等を常に監視できる補助者を配置しなければならない。又、補助者となった会員は無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。

9 会員が上記各項の禁止事項を破った場合、再発を防止する為に罰則を設ける。

当面の運用は、問題が発覚した時点で役員会を開催し、対応を決める。

(入 会)

第7条

1 本会の会員になろうとする者に対しては、推薦者と役員が居る時に1回以上ビジターとして飛行を行い、飛行技術と飛行場での素行について観察を受け、問題が無い事が確認されて初めて準会員となることが出来る。(ラジコン保険に加入及びID登録(個人)及び機体登録番号が見えるところに貼付されているか確認。)

※推薦者は、準会員が正会員と成るまで、会則及び安全ルールに則り準会員を継続的に責任を持って指導すること。

2 本会の会員になろうとする者は、必要事項を会長に速やかに提出しなければならない。

新規入会者は、E-Mailで連絡を取り合え、ARF-HPの閲覧が出来る方に限る。

3 準会員の承認を受けたもので、模型飛行士登録を行っていないものは遅滞なく登録を行わなければならない。又、第6条8,9項に掲げる「飛行禁止空域」の飛行は次項に掲げる手続きにより許可された後に可能となる。

4 会長は入会希望者を準会員として承認した場合、その準会員を「飛行禁止空域」での飛行許可申請会員リストに追加記載し、航空局へ変更申請を行わなければならない。

5 年間の入会者の上限と会員数の最大人数は、役員会で状況に応じて判断する。

但し休会者は最大人数に含めない。

(ビジターの扱い)

第8条

1 基本的には役員が認めた者、入会希望者以外は受け入れない。

ビジター又はそれに準じるものは原則航空法第132条に定められる「飛行禁止空域」を飛行出来ない。

(入会金、会費) 。

第 9 条

- 1 正会員および準会員は、総会において議決された入会金(20,000 円) 及び年会費 (6,000 円) を納入しなければならない。
- 2 入会金はいかなる理由があろうとも返却はしない。
- 3 年度途中の入会者の会費は月割り (500 円 / 月) とする。
- 4 会費は会の維持・運営に必要な経費に充当する。
- 5 会の運営上特別な費用が発生する場合、役員会で議決し、会員より臨時会費として徴収することができる。
- 6 会費は毎年 12 月 末日までに納入すること。
12 月 末日以降になって納入する者は、 ¥ 1,000 を割り増し納入しなければならない。また、会計担当役員の督促時の指定日を過ぎても入金しない場合は、除名処分とし再入会を認めない。
- 7 飛行場周辺清掃及び草刈り当番 (当番日に参加出来なければ、自身が草刈り可能な日に草刈りを実施) した場合には、 1 回当り草刈り日当として ¥ 1,500 をキャッシュバック (翌年の納入金額を減額) する。
当番日に実施した場合、参加者の集合写真 (撮影者を除く) を添付し、作業実施から 4 日以内に事務局へ e-mail で連絡する。
作業実施から 5 日以上経過した連絡はキャッシュバック対象外とする。
また、当番日以外に草刈り作業をされた場合、草刈り前と草刈り後の状況が判る写真を e-mail に添付し、当番日と同様 4 日以内に事務局へ連絡すること。

<<キャッシュバックは最大 ¥ 4,500 とする。 >>

例：1 年間に草刈り当番日等に一度も参加しなかった場合、翌年分の納入金額は ¥ 6,000

1 年間に草刈り当番日等に 1 回参加した場合、翌年分の納入金額は ¥ 4,500 (¥ 6,000 - ¥ 1,500)

1 年間に草刈り当番日等に 2 回参加した場合、翌年分の納入金額は ¥ 3,000 (¥ 6,000 - ¥ 3,000)

1 年間に草刈り当番日等に 3 回以上参加した場合、翌年分の納入金額は ¥ 1,500 (¥ 6,000 - ¥ 4,500)

70 歳以上又は、体調不良等の理由により草刈り作業が困難であると自ら判断し申告した場合、会の承認を得た上で自由参加枠に加入出来る。尚、自由参加枠の加入者が草刈り期間中 (4 月 ~ 10 月) に草刈り作業を実施した場合は他班と同様に ¥ 1,500/ 回をキャッシュバックする。(年 3 回まで) ※熱中症及び、トラブル発生時の孤立無援助防止の為。

<<単独での草刈り作業は厳禁とする>>

(退 会)

第 10 条

1 会員が退会しようとするときは、退会理由を会長に申請しなければならない。

納入済みの会費は返却しない。

2 会員が次の各号の1つに該当する時は退会したものとみなす。

(1) 会費を期日まで納入せず、督促後も1月末までに納入しないとき。

但し、正当な理由の休会届けが会長に出されているときはこの限りではない。

(2) 死亡またはそれに準じるとき。

(除 名)

第11条

1 会員が次の各号の一つに該当するときは、役員会の提起により総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て当該会員を除名することができる。

(1) 本会の会則に違反し、役員からの勧告に従わない会員。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、本会に著しい不利益を与えたとき。

(休会者)

第12条

1 会員が自己都合又は会社都合等で休会する場合、会長に申請しなければならない。又納入済みの会費は返却しない。

2 休会者の取扱

2-1 休会を中止し復帰した場合には、即日正会員とする。ただしID登録が済み機体の個別登録が済んでいることが条件。

2-2 休会者は1年以内に復帰した場合、再入会費は不要とする。

また、2年以上3年未満に復帰した場合、再入会費として10,000円徴収する。

< 3年以上の休会は認めず、退会扱いとする >

(香典)

第13条

1 会員本人が死亡された場合、ご霊前 (or ご仏前) として10,000円を包む。

また、会員の家族・親族の死亡について、ご霊前 (or ご仏前) の対応はしない。

第3章 役員、監査役

(種類)

第 14 条

- 1 本会に次の役員、監査役を置く (任期 2 年)

役員	会長	1 名
	副会長	1 名
	会計役	1 名
	安全担当役	1 名
	飛行場管理役	1 名
	事務局役	1 名 (会長兼任が望ましい)
	監査役	1 名

但し監査役以外は、状況により複数及び兼任を認める。

(選 任)

第 15 条

- 1 役員は総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を持って選出する。

(職 務)

第 16 条

- 1 役員は役員会を構成し、会の運営に関する事項を決定する。
- 2 会長は本会を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- 4 担当役員はそれぞれ、会の運営上必要な職務を会長より委任され執行する。
- 5 監査役は会計監査ならびに役員の職務の執行が会則を遵守して行われているかを監査する。
- 6 会長は航空法 132 条に定める「飛行禁止空域」に該当する領域の飛行許可申請、新規入会者の追加申請、及び許可期間の更新手続き等を航空局及び東京空港事務所に行わなければならない。

(任 期)

第 17 条

- 1 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(解 任)

第 18 条

- 1 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得て当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第 4 章 会 議 (WEB 会議)

第 19 条

- 1 本会の会議は、総会・常会・役員会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。(WEB 会議)
- 2 総会は本会の運営に関する重要事項を議決する。
通常総会は年 1 回以上、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、
又は正会員総数の 5 分の 1 以上の要求によって開催する。
- 3 総会は正会員総数の 2 分の 1 以上の返答により議決され、別途定めない会議は総数の半数を もつて議決される。
- 4 常会は役員および出席希望の正 (準) 会員の出席により、偶数月 1 回第一日曜日に開催することを原則とするが、会長が不要と判断した場合はその限りではない。
- 5 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員総数の 3 分の 1 以上からの要求があったときに開催する。

第 5 章 資産および会計

(資産の管理)

第 20 条

- 1 本会の資産は会長が管理し、管理方法は役員会の議決による。

(会計年度)

第 21 条

- 1 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
- 2 本会の収支決算および財産目録は、会長の責任において毎年度終了後速やかに作成し、監査役の監査を経た上、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 会則の変更

第 22 条

- 1 会則を変更するときは総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

第 7 章 補 足

(実施細則)

第 23 条

- 1 この会則の実施に関して必要な事項は、役員会の議決を得て、会長が別に定める。

(会則の施行)

第 2 4 条

本会則は 2 0 0 6 年 2 月 1 9 日より施行する。

本会則は 2 0 0 7 年 2 月 4 日より施行する。

本会則は 2 0 0 8 年 3 月 2 日より施行する。

本会則は 2 0 1 0 年 2 月 1 5 日より施行する。

本会則は 2 0 1 2 年 2 月 0 6 日より施行する。

本会則は 2 0 1 3 年 2 月 1 1 日より施行する。

本会則は 2 0 1 4 年 2 月 0 9 日より施行する。

本会則は 2 0 1 5 年 6 月 0 7 日より施行する。

本会則は 2 0 1 6 年 2 月 0 8 日より施行する。

本会則は 2 0 1 7 年 2 月 0 5 日より施行する。

本会則は 2 0 2 1 年 4 月 0 1 日より施行する。

本会則は 2 0 2 3 年 1 月 0 1 日より施行する。

本会則は 2 0 2 4 年 1 月 0 1 日より施行する。

本会則は 2 0 2 5 年 1 月 0 1 日より施行する。

以上

